



負担金の額及び徴収方法認可申請書

TCA電-004

令和3年3月5日

総務大臣
武田 良太 殿

郵便番号 101-0052

とうきょうとちよだくかんだおがわまちいっちょうめ

住所 東京都千代田区神田小川町一丁目10
興信ビル2F

いっばんしゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきょうかい

名称及び代表者の氏名 一般社団法人電気通信事業者協会

かいちょう みやうち

会長 宮内

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第25条第2項の規定により、令和3年度における、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額

以下の①及び②の要件を充足する特定電話提供事業者ごとに算定した負担金の額を、合計した額とする。

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 令和2年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）別表に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

特定電話提供事業者の負担金の合計額

$$= \sum_{i=1}^{Ft} \left[\sum_{t=1}^{n-1} [Pt \cdot Nt] + \{C+S - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pt \cdot Nit]) - \sum_{i=1}^{Ft'} [Pn' \cdot Nin' - Z \cdot Nin' / Mn'] \} \cdot \frac{Nn}{Mn + Pn' \cdot Nn' - Z \cdot Nn' / Mn'} \right]$$

Cは、交付金の額の合計額〔=1,542,734,026円〕

Sは、支援機関の支援業務に要する費用の額の予想額に運営資金の返済の額の予想額を加えた額から、支援業務により生ずる収益の額の予想額及び運営資金の借入れの額の予想額並びに前年度の繰越収支差額の予想額を控除した額〔=4,338,000円〕

n は、最終算定月〔＝令和 4 年 3 月予定〕

t は、各月（令和 3 年 4 月～最終算定月）

Ft は、 t 月の特定電話提供事業者数

Nit は、 t 月における i 番目の特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft までの整数値をとる）

Nt は、 t 月の各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ Nt は、 N_{1t} , N_{2t} , $\dots$, $N_{Ft t}$ のうちの対応する値）

Nn は、 n 月（最終算定月）の各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ Nn は、 N_{1n} , N_{2n} , $\dots$, $N_{Ft n}$ のうちの対応する値）

Mn は、 n 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数

Pt は、 t 月の番号単価（番号単価は、令和 2 年総務省告示第 3 7 1 号に従って算定する。）

※ 算定の結果、整数未満の端数（約 0.53 円／月・番号）があるため、告示第 3 条ただし書きに基づき各月ごとに、当該端数を切り捨て又は切り上げ次のとおり適用する。

0.53 円／月・番号 $\times$ 12 か月 $\div$ 6.38 円／年・番号 $\div$ 7 円／年・番号

$\therefore$ 1 円／月・番号を 7 月番号分（10 月徴収分）から翌年 1 月番号分（翌年 4 月徴収分）

までの算定対象電気通信番号に適用する。なお、電話リレーサービス提供機関の資金面の観点から、なるべく年度当初からの各月番号分を支給することを考えているが、サービス開始初年度である当年度に当たっては、負担金徴収に係る周知広報や特定電話提供事業者の負担金徴収に係るシステム対応等準備の観点から、電話リレーサービスが開始予定とされる 7 月番号分から各月徴収を開始することとする（翌年 1 月番号分まで）。

n' は、前年度の最終算定月〔＝令和 3 年 3 月予定〕

t' は、前年度の各月（令和 3 年 3 月）

Ft' は、 t' 月の特定電話提供事業者数

Nit' は、 t' 月における i 番目の特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数

（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nin' は、 n' 月（前年度の最終算定月）における i 番目の特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数（ i は、1～ Ft' までの整数値をとる）

Nn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の各特定電話提供事業者の算定対象電気通信番号の数（ Nn' は、 $N_{1n'}$, $N_{2n'}$, $\dots$, $N_{Ft n'}$ のうちの対応する値）

Mn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数

Pt' は、 t' 月の番号単価〔令和 2 年度の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 0 円／月・番号〕

Pn' は、 n' 月（前年度の最終算定月）の番号単価

Z は、前年度の最終算定月における負担金必要額（交付金の額（ C' ）に支援業務に要する費用の額及び運営資金の返済の額を加えた額から、支援業務により生ずる収益の額及び運営資金の借入の額並びに前年度の繰越収支差額を控除した額（ S' ））

$$[=C' + S' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left(\sum_{i=1}^{Ft'} [Pt' \cdot Nit'] \right)]$$

C' は、前年度の交付金の額の合計額〔＝0 円〕

S' は、前年度の支援機関の支援業務に要する費用等の額〔＝0 円〕

※ 端数処理については、施行規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

2 徴収方法

(1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する特定電話提供事業者が負うものとする。

(2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき特定電話提供事業者に対し、以下の事項を通知する。

- ① 負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各特定電話提供事業者に対する負担金額の通知については、施行規則第 28 条第 2 項に規定する「残余の額」及び当該年度の最初の適用月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

(3) 負担金の納付期限

毎月の番号数報告期限の翌月の 25 日までとする。

(4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、督促状により期限を指定してその納付を督促するものとする。この場合、当該督促に係る負担金の額に納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を納付するものとする。

(5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること

- ② 当該口座からの振込先を各特定電話提供事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。